

学割証発行届

津市立久居中学校長 様

下記のとおり旅行*をするので学割証を発行してください。

届出日	年 月 日		
保護者名			
年組 生徒名	年 組	名前	
学生証No.	No.		
生徒の年齢	歳		
旅行の全日程	年 月 日 ~ 年 月 日		
旅行の目的 いずれかに○	(1) 休暇、所用による帰省		(2) 就職、進学のための受験等
	(3) 体育・文化に係る教育活動		(4) 学校が修学上適当と認めた 見学または行事への参加
	(5) 傷病の治療など		(6) 保護者の旅行への随行
	(7) その他 ()		
発行してほしい学割証の内容			
使用する日	乗車券の種類 いずれかに○	発駅 ~ 着駅	備考
	片道・往復 連続・周遊		
	片道・往復 連続・周遊		
	片道・往復 連続・周遊		

※学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領より抜粋

1 制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

2 使用目的の範囲

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

学割証の取扱に関するQ&A より抜粋

平成20年12月

日本学生支援機構学生生活部

Q1：学割証とは？

A：旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

Q2：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）以外の鉄道会社等も対象になりますか？

A：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（JR各社）のみが対象ですが、他の鉄道会社等については、各社の営業規則により利用できる場合があります。

Q3：学割証はJRバス各社の高速バスも対象になりますか？

A：各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

Q4：学割証で通学定期券を購入することはできますか？

A：学割証は普通乗車券や通学用割引普通回数乗車券を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入にはご利用いただけません。

Q5：学生証の制限枚数はありますか？

A：枚数の制限はありません

Q6：卒業する学生に対して学割証を発行できますか？

A：在籍期間の使用に対して発行することは可能です。ただし、この場合には有効期限が3ヶ月ではなく、在籍期間の終期までになります。

また、学割証によって購入した割引普通乗車券を使用する場合は、身分を証明する学生証を携帯する必要があります。

同様に、入学式前であっても、在籍期間の始期以降であれば、学生証の携帯を条件に割引普通乗車券を使用することができます。